

令和8年度 練馬区立石神井西小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 本校の基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめはどの学校・学級でも起こりうるもので、いじめの問題に無関係な児童はいないという基本認識に立って、すべての児童が安全で安心した学校生活を送れるよう一人一人の個性や能力を十分に把握し、より良い人間関係が構築できるようその能力をさらに伸張できるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

2 対策方針の基本的な考え方

- (1) 管理職をはじめとする全教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、児童を守ることができるのは学校であるという強い決意と高い指導力で日々の指導に当たるようにする。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向けて、校内組織による迅速な対応を機能させ、保護者・地域、関係機関との連携体制を見直し、いじめ重大事件を教訓とし、実効性のある取り組みを行っていく。
- (3) いじめが発生した場合、問題の早期解決に向け、教育委員会と連携を強化し、必要に応じて専門家等の第三者の意見を取り入れられるよう連携を深めていく。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① 学校いじめ防止基本方針の策定

- 学校いじめ防止基本方針を実現するための具体的な取組や年間指導計画の作成および実行、検証等を行う。
- 毎学期、いじめに関するアンケートの実施、集計、検証を行う。
- 練馬区が年間3回実施している「ふれあい月間」に取り組み、全校朝会時の校長講話・いじめ標語等の作成による啓発をする。

② 組織の設置

- いじめ防止等の対策のための「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。
- 校長は、所属教員の中から「学校いじめ対策推進委員」を指名する。委員は、管理職・主幹教諭・生活指導主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員・学校生活支援員等からなり、管理職・生活指導主任等と連携し、本校の抱える課題解決に向けた取組を行う。
- 重大事態の場合は、いじめ防止対策推進委員会を開催し、関係諸機関及び教育委員会と連携し、組織的に対応する。

(2) いじめの未然防止のための教育活動

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- 道徳授業を中心に、「命の大切さ」及び「いじめ防止」など、人権意識の構築と人間性豊かな心の育成に努める。
- 道徳の時間や情報モラル教室、特別活動、学校行事等を通じて、児童がインターネット等の情報社会と適切に関わることのできる知識・判断力・マナー意識等を養うため、情報モラル教育の充実を図る。また、SNSの利用については、「SNS石西小ルール」を作成し、インターネット上のいじめ等のトラブルの未然防止に努める。
- 学校の教育活動全体を通して分かる授業の確立を目指し、児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力・判断力・表現力等を育むため、コミュニケーション能力の向上を目指した教育相談的手法を取り入れた学級経営の推進を図る。
- 生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、飼育動物との触れ合い・遠足・集団宿泊等の体験活動を充実する。
- 児童が安心して過ごせる学校づくりに努め、自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育む教育活動の充実を図る。児童がお互いに「思いやり」の心を育成する縦割り班活動の推進を積極的にし、「お互いを大切にする心」を育てる。

② 児童の主体的な活動の促進

- 児童会による挨拶運動を行い、児童が積極的に挨拶を交わし合う関わりの姿を目指す。

③ 教職員の指導力の向上

- 管理職は、いじめ問題に対する正しい理解やカウンセリング能力等の向上に努め、個々の児童への指導の充実を図る。
- 管理職は、教職員の不適切な行為や体罰に関する研修を実施する。
- 教職員は、「SNS石西小ルール」をベースにした情報モラルに関する指導力の向上に努める。情報セキュリティに関する基礎的・基本的な内容、安全に活用するための知識・技能を身に付ける。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① 定期的ないじめの実態把握

- 担任及び養護教諭による日々の児童の健康観察を行う。
- 学期1回の「いじめなくそうアンケート」を実施する。
- 週1回の生活指導夕会での児童の様子や報告会を実施し、情報を共有する。

② 教育相談の充実

- スクールカウンセラーによる集団面接及び個人面接を実施する。
- スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活指導員、巡回相談員等との連絡会を開催する。
- 学年会、校内委員会等で事実関係を明らかにし、実態把握する。

- いじめ防止対策推進委員会を開き、実態に即した対策を計画し、役割を明確にする。

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- 保護者へ連絡し、保護者とともにいじめの改善を図るよう協力体制をとる。
- 担任による保護者面談での家庭との連携を図る。
- 日常的に保護者に授業参観を実施し、学校をオープンにする。
- 関係機関と連携し、専門的で、多面的な対策をたて、心のケアとともに必要な支援を実施する。

(4) いじめへの対処

① いじめられる側の児童への支援

- 「練馬区いじめ一層プロジェクトの取組」及び「学校いじめ防止基本方針」の取組について保護者へ周知する。
- いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、学年主任は生活指導主任に報告し、生活指導主任は担当と協議をした上で管理職に報告をする。校長は「いじめ防止対策推進委員」を招集し、速やかに事実関係を確認し、被害児童のケア、加害児童の指導等問題を解決する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われることが認識された場合には、教育委員会と連携し、警察と相談し対応する。
- 児童の生命、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察及び関係諸機関に通報し、適切な支援を求める。
- いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他の専門的な知識のあるものと連携した対応を図る。

② いじめる側の児童への実効性のある指導

- 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- 校長は、必要があると認める時は、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所に置いて学習を行わせる

③ いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

- いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

④ 学校組織全体でのいじめへの対処

- いじめを発見した場合、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- 校長は、いじめの報告を受けた場合、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童の等の関係者への聞き取り等を行い、対策を講じる。
- いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝

え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。
また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。

⑤ 重大事態への対処

- 重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し対処する。
- 児童や保護者の心のケアをスクールカウンセラー等、専門家と連携し、児童が安心して学校生活できるよう対応する。また、保護者へは緊急保護会等を実施し、正しい情報を提供し、信頼を得るようにする。

⑥ インターネット上でのいじめへの対応

- いじめられる側の児童を守るため、早期に対応する。
- いじめる側の児童に対して、事実確認を行った上で、書き込み内容等が相手の人権を損なう法律に違反することであることを十分に理解させ、適切に指導する。
- 「SNS石西小ルール」を基に、各家庭でのインターネット・SNSの使用上のルール作りの必要性について、保護者会等で伝えていく。

⑦ 校（園）種間および関係機関との一層の連携

- 幼保小連携・小中連携の視点を踏まえ、卒業時等における的確な情報伝達を行うと共に、適切な時期に異校種間でいじめに関わる情報連携を行う。
- いじめの要因は様々であることから、学校教育支援センターにおける教育相談室や適応指導教室、子ども家庭支援センター、学童クラブや児童館、児童相談所、福祉や医療機関および警察等との情報共有を継続的に行う。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- 必要に応じて、学校いじめ防止基本方針が機能しているかを見直す。
- 毎学期のいじめに関するアンケートから課題を洗い出し、組織的かつ計画的にいじめ問題に取り組むようにする。
- 教職員は、児童の理解に努め、未然防止や早期発見など、迅速かつ適切な対応、組織的な対応に取り組む。
- 児童及び保護者等が、学校評価等の調査において、学校いじめ防止基本方針や設置した組織に対して定期的に評価することができるようにする。

4 付則

付則（平成26年5月9日付け 練石西小発第25号）

この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年5月9日から施行する。

平成28年9月1日	改訂	「いじめ対策推進委員」の指名
		「SNS石西小ルール」の設定・取組
令和5年8月31日	改訂	「いじめに関するアンケート」の実施回数
		「いじめへの対処」の手順